



2024年10月1日

各 位

会 社 名	株式会社石井鐵工所
代表者名	代表取締役社長 石井 宏明 (コード番号 6362 東証スタンダード)
問合せ先	専務取締役経営管理本部長 中西 真進 (TEL 03-4455-2500)

臨時株主総会のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年12月上旬を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年10月17日（木）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日：2024年10月17日（木）
- (2) 公告日：2024年10月2日（水）
- (3) 公告方法：電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）
<http://www.ishii-iiw.co.jp/koukoku/index.html>

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

当社は、2024年8月8日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」及び2024年9月25日に公表した「株式会社可成屋による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社可成屋（以下「公開買付者」といいます。）が2024年8月9日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付けの結果、公開買付者が所有することとなる当社の議決権の数の合計が、当社の総株主の議決権の90%未満にとどまったため、公開買付者からの要請により、2024年12月上旬（予定）を目途に、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会において、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことに係る議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

以 上